

社会福祉施設等における感染者発生時の感染管理認定看護師等の派遣支援

1 制度概要

県内の社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症患者（疑い含む）発生時において、施設内での感染拡大を防ぐため、施設等からの依頼により公益社団法人兵庫県看護協会（以下、「看護協会」と連携して、当該施設等に感染管理認定看護師（※）等を派遣し、クラスター化を防ぐ初動の体制構築の支援を行う。

※ 感染管理認定看護師、感染症看護専門看護師：感染管理において熟練した看護技術及び知識を有することの認定を受けた看護師（県内認定看護師数：84人、専門看護師：1人）

2 派遣内容

(1) 派遣する看護師

県内の感染管理認定看護師や感染症看護専門看護師、それに準ずる知識を有する看護師のうち、本人及び所属から派遣にかかる同意が得られた者

(2) 派遣先

県内の社会福祉施設等の入所施設（老人、心身障害者等）

(3) 派遣期間及び派遣人数

1施設あたり、原則3日程度、2人程度とする。

(4) 活動内容

施設内における具体的な感染拡大防止対策の指導（陽性者等の隔離方法、職員の感染防止策等）

(5) 派遣の流れ

- ① 看護協会は、派遣可能な感染管理認定看護師等の登録リストの作成。
- ② 派遣を要請する施設は、看護協会へ派遣調整を依頼。
- ③ 看護協会は、登録リストから派遣可能な看護師を調整。
- ④ 看護協会は、兵庫県へ1施設毎に事業申請書及び事業報告書を提出。
- ⑤ 兵庫県が派遣する看護師に謝金及び旅費を支給。

(6) 予算

「兵庫県新型コロナウイルス感染症に関する感染症対策専門家派遣等事業（別紙参照）」（所管：県感染症対策課）を活用

<派遣スキーム>

